

大韓民国の在外選挙は 次のように実施します。



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010. 3. 31

WWW.nec.go.kr

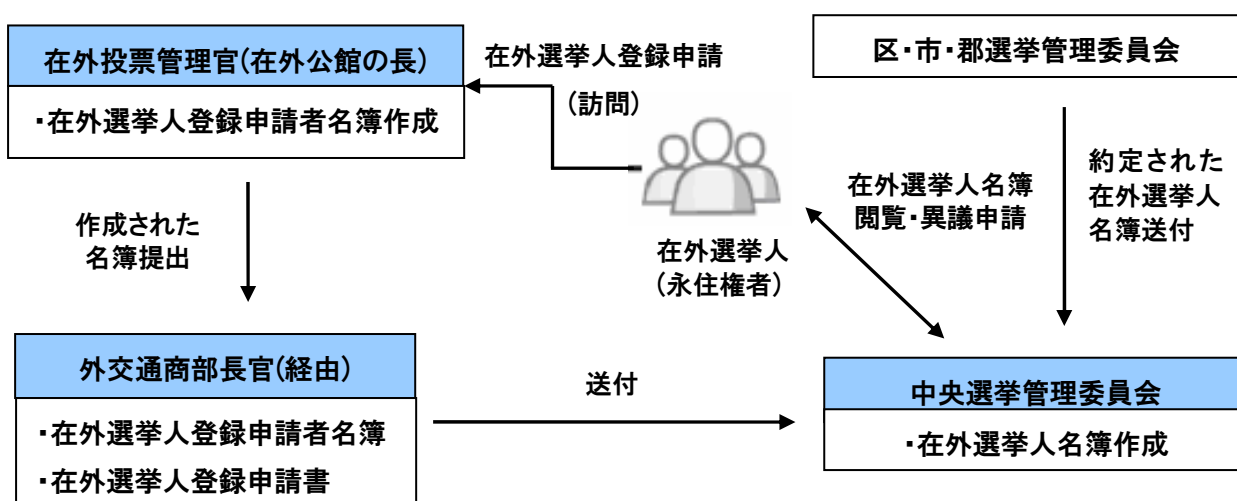
☎82-2-503-0648
FAX82-2-504-5350

在外選挙人名簿は中央選挙管理委員会が作成します

◎在外選挙人名簿は中央選挙管理委員会が、国外不在者申告人名簿は住民登録地または国内居所申告地の区庁長・市長・郡守が作成します。今回の号では在外選挙人名簿作成手続きを、次号では国外不在者申告人名簿作成手続きを案内をします。

大韓民国内に住民登録されていなくて国内居所申告もしていない在外国民が選挙日前 150 日から選挙日前 60 日まで公館を訪問して『在外選挙人登録申請書』を提出すれば、公館の長は申請書が正しく記載されたのか、旅券写本とビザ・永住権証明書・長期滞留証写本または居留国の外国人登録簿謄本中どれか一つに該当する書類を付け加えたかを確認した後、申請書の内容により在外選挙人登録申請者名簿を作成して、在外選挙人登録申請書とともに外交通商部長官を経由して、中央選挙管理委員会に送付します。それで、中央選挙管理委員会は選挙日前 49 日から選挙日前 40 日まで 10 日間に公館長が送付した在外選挙人登録申請書により『在外選挙人名簿』を作成します。偽りで在外選挙人登録を申請した人や自分の意思により申請したことが認定されない人は『在外選挙人名簿』に載ることができず外国で投票することもできません。

《在外選挙人名簿作成手続き》



選挙管理委員会は**政治的中立と**
公正な選挙管理を最優先しています